

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



## 第205回 悪意による商標出願行為への取り締まり強化

悪意による商標出願行為は、中国で昔から存在する不正行為の一つであり、近年取り締まりの強化が続いている。今年3月29日に中国国家知的財産局（以下「S I P O」という）が公布した「悪意による商標出願行為への厳格な取り締まりの継続に関する通知」（国知發弁函字〔2022〕54号、以下「54号通知」という）では、悪意による商標出願の行為に対する法執行の方針や内容が規定されており、そのポイントとなる内容を以下にご紹介します。

## ◇悪意による商標出願が日系企業の中国事業展開に影響したケース

日本企業A社は有名企業であり、その商品とロゴも日本国内で一定の知名度がある。あるとき、A社が中国市場に進出するため、中国市場の事前状況調査を行ったところ、まったく業務関係のない中国企業B社が、早期にA社のロゴを商標登録していたことにより、A社が中国市場に参入しても、中国国内で自社のロゴを使用できないことが判明した。

A社が商標代理人を通じてB社に問い合わせると、B社からは100万元で当該商標をA社に譲渡してもよいと言ってきた。B社によるA社ロゴの登録は悪意による商標登録にあたり、提示された譲渡価格もあまりに高額であることから、A社はB社の条件を受け入れなかった。その後A社は、弁護士の助言を受けて「連続3年間にわたり使用されていない」ことを理由に、B社で当該商標の登録を取り消すよう申し立てた。A社の申し立てはS I P Oにより支持され、A社はようやく中国国内で自社ロゴの使用を開始することができた。

## ◇54号通知の主な内容

## 1. 54号通知で明確に定められた重点取り締まりの対象には以下のものがあります。

(1) 中国共産党の重要会議、重要理論、科学論断、政治論述などと同じか近似する標識を悪意で先取り出願するもの

(2) 中国の国家戦略、国家政策、重大工事、重大科学技術プロジェクトに関する比較的知名度の高いコンテスト、展示会、考古学上の発見等と同じか近似する標識を悪意で先取り出願するもの

(3) 公衆衛生事件などの重大重要事件、突発事件に関する固有の語彙（ごい）を悪意で先取り出願するもの

(4) 比較的知名度の高い政治、経済、文化、民族、宗教等の公的人物の氏名を悪意で先取り出願するもの

(5) 商標出願の申請件数が正常な経営活動の必要範囲を明らかに超え、真実の使用の意図がないもの

(6) 複数の主体が保有する、一定の知名度をもつ商標やその他の商業標識を大量に複製、模倣、剽窃（ひょうせつ）するもの

(7) 公共の文化資源、行政区画名称、商品・サービスの共通名称、業界用語等と同じまたは近似する標識を大量に登録出願するもの

(8) 商標を大量に譲渡するうえ、譲渡先が比較的分散しており、商標出願の秩序を乱すもの

(9) 商標代理業者が、委託者が上記の行為をしたことを知っているか知っているべきであるにもかかわらず、なおその委託を受け入れるか、その他の不正手段によって商標代理の秩序を乱すもの

(10) その他の中国商標出願管理の秩序、社会公共の利益、公共秩序に対し、重大なマイナス影響を及ぼすもの

## 2. また、以下のような取り締まり強化の措置を取るとしています。

- (1) 悪意による商標出願の行為者に対し、重点監視リストによる管理を行う。
- (2) 商標出願における使用禁止語彙、ガイドラインのデータベースを整備する。
- (3) 悪意による商標出願行為の手がかりを得るルートや手段を拡大する。
- (4) 知的財産権保護の情報プラットフォームの開設を加速させ、監督管理能力を高める。
- (5) 「商標法」等の法令改正を引き続き推進し、関連の審査基準、操作マニュアル、手続き規範を整備する。
- (6) 悪意によって大量に出願された商標の譲渡を制限し、譲渡される商標の使用状況の事前調査を強化する。
- (7) 出願者の事業の所属業界と、商標の使用を指定する商品／サービス項目の一致性照合検査を強化する。
- (8) 商標代理業者およびそれらの従業員に対する管理を強化する。
- (9) 商標出願分野における信用監督管理を実施し、その他関係機関とともに「重大な違法による信用失墜主体」に対する合同懲戒を行う。
- (10) 行政と司法の有機的連携を強化し、情報共有や重大事件にかかる訴訟前協議のメカニズムを確立する。
- (11) 典型事例および違法行為のあった市場主体や代理業者を公開する。
- (12) 悪意の商標出願行為を実務の中でより厳しく取り締まるよう、各地の知的財産権管理機関、商標審査協力センターに要求する。

### ◇日系企業へのアドバイス

悪意による商標出願の被害者となることの多い日系企業にとり、今回のS I P Oによる取り締まり強化は朗報といえます。悪意による商標出願行為の悩みを抱える企業では、これを契機にS I P Oや地方の知的財産権管理機関と意思疎通し、問題の解決を図るとよいでしょう。

## 《蘇州・江蘇省》

### 中国石化とBASF、設備増設に着手=江蘇省

中国ニュースサイト、騰訊網が25日までに報じたところによると、国有石油大手の中国石油化工(シノペック)とドイツ化学大手BASFはこのほど、合弁事業の揚子石化バス夫(江蘇省南京市)で新設備5系統の増設工事を始めた。

投資額は約29億2500万元(約570億円)。プロピオン酸やプロピオンアルデヒド、エタノールアミン、エチレンアミンなどを増産する。また、中国で初めてのアクリル酸tert-ブチル(TBA)装置(年産1万2000トン)を建設する。このほか、エチレンオキシド装置の改修工事にも乗り出す見込み。

揚子石化バス夫は2000年、両社が折半出資で設立した。一貫生産体制を構築しており、各種化学品や化合物を生産している。今回の設備増設を通じ、中国で特殊化学品などの生産規模を拡大する。(上海時事)

### 内モンゴル太陽電池工場に200億元=江蘇省企業

中国ニュースサイト、証券時報網が25日までに報じたところによると、上海証券取引所上場の紡織会社、江蘇陽光(江蘇省江陰市)はこのほど、内モンゴル自治区包頭市に大規模な太陽電池工場を建設する方針を明らかにした。